

千葉県環境審議会運営規程の改正について

1 改正の背景

県では、行政改革の一貫として、「外部有識者等が参加する附属機関の性質を有しない会議に関する指針」に基づき、要綱等により設置されている審議会等の位置付けを見直すとともに、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、環境審議会などの附属機関の適正な設置及び公正かつ円滑な運営を行うこととしています。

これらの指針に基づき、見直し作業を行った結果、環境生活部が所管する要綱設置の審議会等の一部を環境審議会へ統合することとしました。

統合に伴い、環境審議会の運営方法を見直す必要があることから、「千葉県環境審議会運営規程」（以下、「運営規程」と言う。）の改正（案）について審議いただくものです。

2 趣旨・目的

統合に伴い、環境審議会の部会の所掌事務を追加するとともに、部会の下部組織として、小委員会を設置することに関する規定を新たに設けるものです。

具体的には、鳥獣部会に小委員会を置き、個別専門的な事項について審議を行い、部会運営を補佐するものです。

3 運営規程の改正の概要

(1) 環境審議会へ統合を行う要綱設置の審議会等

- ・「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）検討会」
- ・「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会」
- ・「千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画策定検討会」
- ・「千葉県キョン防除等検討会」
- ・「千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会」

(2) 部会の所掌事務の追加等（運営規程第4条関係）

- 統合に伴う事務として、鳥獣部会の所掌事務に、「特定外来生物に係る重要な事項に関すること。」を追加
- 企画政策部会の所掌事務を明確にするため、「地球温暖化対策に係る重要な事項に関すること。」及び「環境学習に係る重要な事項に関すること。」を追加

(3) 小委員会の設置に関する規定（運営規程第7条～11条関係）

- 小委員会の設置、委員等の指名、決議の取扱いに関する規定を追加（第7条）
- 小委員会の運営方法を審議会及び部会と同様とする規定（第8条～11条）
- 小委員会設置に伴い新たに置くこととした「臨時委員」に関する規定（第12条）